

なら歴史芸術文化村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十三号

なら歴史芸術文化村管理規則の一部を改正する規則

なら歴史芸術文化村管理規則（令和二年十月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十四条を第十五条とし、第十一条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（設備等の使用料）

**第十一条** 条例別表の二の規則で定める設備等について当該規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

附則第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

#### 別表第二（第十一条関係）

舞台設備					区分		
演台					設備等の名称	単位	使用料
司会台							
譜面台（指揮者用）							
譜面台（一般用）							
指揮台							
一卓	一卓	一卓	一卓	一卓	一台	三六〇円	
六〇〇円	三八〇円	二二〇円	六〇円	三六〇円			

音響設備						照明設備							
ダイナミックマイク (セミナールーム用)	ダイナミックマイク (ホール用)	コンデンサーマイク	ワイヤレスマイク (セミナールーム用)	ワイヤレスマイク (ホール用)	拡声装置	ピンスポットライト	スポットライト	ロアホリゾントライト	アッパーホリゾントライト	ボーダーライト	つり看板	平台 (山台を含む。)	楽団用椅子
一個	一個	一個	一個	一個	一式	一台	一台	一列	一列	一列	一台	一台	一脚
四一〇円	五二〇円	九〇〇円	七八〇円	八九〇円	一、〇七〇円	一、〇三〇円	一〇〇円	三二〇円	三〇〇円	三〇〇円	一一〇円	二二〇円	六〇円

諸設備	映写設備										
	シャワー	ブルーレイプレイヤー(セミナールーム用)	ブルーレイプレイヤー(ホール用)	ブルーレイプレイヤー(セミナールーム)	プロジェクター(スクリーン付き)(ホール用)	プロジェクター(スクリーン付き)(ホール用)	コンパクトディスクプレイヤー(セミナー用)	カセットテープレコーダー(ホール用)	コンパクトディスクレコーダー(ホール用)	マイクスタンド(卓上型)	マイクスタンド(床上型)
一回	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一本	一本	一本
三〇〇円	八三〇円	一、一五〇円	三、一三〇円	三、二九〇円	五一〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	二二〇円	二二〇円	二三〇円

備考 文化村の設備等以外の物を使用する場合において、電気等を使用したときは、実費相当額を徴収する。

第五号様式中「~~第11号様式~~」を「~~第12号様式~~」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。